令和９年度

放課後児童クラブ利用のご案内



申込期間：令和８年１２月１日（火）～１２月１８日（金）
申 込 先：利用を希望する放課後児童クラブ

加美町では、就労などのために家庭で保育のできない児童に対して、加美町放課後児童クラブ条例及び加美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、放課後児童クラブを開設しています。

つきましては、令和9年度に放課後児童クラブの利用を希望する方は、この案内を熟読のうえ、利用申請を行ってください。

申請用紙は、各放課後児童クラブで配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先
〒981-4252
宮城県加美郡加美町西田四番 7-1
加美町役場　こども家庭課
電話(0229)87-8730　FAX(0229)63-7873
E-mail：kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp

1. 目　的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

2. 内　容

子どもたちの健康管理と情緒の安定に配慮し、自主性、社会性、創造性を培う自由な遊びの場及び読書や宿題等のための場を提供しています。

3. 利用の要件

放課後児童クラブを利用することのできる児童は、次のとおりです。

(1)町内に居住する小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者

(2)その他町長が必要と認める者

＊特別な事情なく利用料を滞納している場合（対象児童の兄弟姉妹の滞納も含む）は利用できません。

4. 名称及び連絡先

名　　称	場　所	定 員	連絡先
中新田放課後児童クラブ	中新田児童館内	110名	0229－63－7655
広原放課後児童クラブ	広原児童館内	60名	0229－63－4778
鳴瀬放課後児童クラブ	鳴瀬児童館内	60名	0229－63－2615
【中新田地区の放課後児童クラブの問合せ先】 **中新田児童館　0229－63－7655**			
東小野田放課後児童クラブ	小野田小学校内	60名	0229－67－7815
西小野田放課後児童クラブ	小野田保健センター内	40名	0229－67－6969
【小野田地区の放課後児童クラブの問合せ先】 **小野田福祉センター　0229－67－5100**			
宮崎放課後児童クラブ	宮崎福祉センター内	60名	0229－69－5636
賀美石放課後児童クラブ	賀美石小学校内	40名	080-1693-5113
【宮崎地区の放課後児童クラブの問合せ先】 **宮崎福祉センター　0229－69－5636**			

5. 利用期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

6. 開設時間と休日について

(1)開設時間

・学 校 授 業 日　授業終了後から午後6時まで
・学 校 休 業 日　午前7時30分から午後6時まで（土曜日も含む）
・延長実施時間　平日午後6時から午後7時まで。ただし有料となります。
就労等の理由で午後6時までのお迎えが困難な方に限ります。
（土曜日は除く）

(2)休日

・日曜日
・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
・12月29日から翌年1月4日までの日
・上記のほか児童クラブの運営上、町長が特に必要と認めた日

7. 土曜日利用と一時預かりについて

(1)土曜日利用について

・保護者が土曜勤務のために不在となる場合に限り児童をお預かりします。
・土曜開館の放課後児童クラブ
中新田放課後放課後児童クラブ
東小野田放課後放課後児童クラブ
宮崎放課後放課後児童クラブ

(2)一時預かりについて

・緊急的な事情等により家庭で児童を見ることができない場合には、通常は放課後児童クラブを利用していない児童も利用可能です。
・すべての児童クラブで受け入れます。
・**「一時預かり申請書」**に記入し、利用を希望する放課後児童クラブへ申し込みください。就労証明書等の添付は必要ありません。
・一日にお預かりできる人数に制限があります。およそ1日5人程度です。

8. 災害時等の受入について

(1)自然災害や感染症の流行等により小学校が臨時休校となった場合は、基本的に子どもたちは自宅待機となり、家庭内での児童の保育になります。
ただし、保護者の就労等、家庭状況により家庭内で児童を保育することが困難である、またはその他特別な事情により保育ができないと思われる場合は、特例としてお預かり出来る場合もあります。

(2)地震や台風による自然災害や、感染症の流行等により規模を縮小、あるいは臨時休館となる場合もあります。すでに開館している場合は、早い時間での児童のお迎えをお願いすることがあります。

9. 利用料金について

(1)利用料の金額について

<table>
<tr><th rowspan="2">利用区分</th><th rowspan="2">利用条件</th><th rowspan="2">利用期間</th><th colspan="3">利用料</th></tr>
<tr><th>1人目</th><th>2人目以降</th><th>減免対象者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">通年利用
登録者</td><td rowspan="3">保護者が労働等により昼間家庭にいない者</td><td rowspan="2">R9.4.1～
R10.3.31</td><td>月額　3,000 円
延長料(月)
1,000 円</td><td>月額　1,500 円
延長料(月)
500 円</td><td rowspan="4">無料</td></tr>
<tr><td colspan="2">兄弟2人で申請し、利用月に1人のみ利用した場合は1人目の料金を徴収します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校休業のみ
利用登録者</td><td rowspan="2">令和9年度
学校休業日
期間</td><td>日額　500 円
月額上限
3,000 円
延長料(月)
1,000 円</td><td>日額　250 円
月額上限
1,500 円
延長料(月)
500 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">兄弟2人で申請し、利用月に1人のみ利用した場合は1人目の料金を徴収します。</td></tr>
<tr><td>一時預かり
利用者</td><td>なし
(1日5人まで)</td><td>利用日</td><td>日額　500 円
(回数上限なし)</td><td>日額　250 円
(回数上限なし)</td><td></td></tr>
</table>

(2)利用料等の徴収方法について

・口座振替を基本とします。振替日は利用月翌月末です。

・口座振替の手続きについては、放課後児童クラブ利用承認通知とともにお知らせいたします。

・前年度に引き続き児童クラブを利用し、同じ口座からの振替を希望される方は手続き不要です。

(3)傷害・賠償保険料について

・保険料は年間800円です。

・他の放課後児童クラブを利用する場合、保険料が別途かかります。

・一時預かり利用の場合は傷害・賠償保険に加入できません。

10. 利用料の減免について

(1)次の要件に該当する方は利用料の減免が受けられます。

①生活保護受給世帯　全額

②加美町就学援助費受給世帯　全額

③その他町長が特別の事情があると認める世帯　町長が定める額

(2)手続きについて

・放課後放課後児童クラブ利用申請書の「生活保護受給の有無」または「就学援助費受給の有無」の該当の欄に忘れずに✔チェックを入れてください。

・その後の手続きは、放課後児童クラブ利用承認通知とともにお知らせいたします。

・詳しくは「加美町放課後児童クラブ利用料減免のご案内」をご覧ください。

(3)傷害・賠償保険料は減免の対象とはなりません。

11. 申請から承認・不承認の決定までの流れ

申込期間：令和8年12月1日（火）から12月18日（金）まで

提出先：希望する放課後児童クラブ

(1)必要な書類をすべて揃えて申し込みください。

(2)定員を超えた場合は、保護者の就労状況、学年などを考慮して決定します。

(3)審査・選考後、令和9年2月下旬までに利用の可否を決定し「放課後児童クラブ利用承認通知書」又は「放課後児童クラブ利用不承認通知書」にてお知らせいたします。

※既に放課後児童クラブ利用料の滞納がある場合は、原則として令和9年度の利用が不承認となります。あらかじめご了承ください。

12. 申請に必要な書類について

(1)放課後児童クラブ利用申請書

(2)保護者の就労証明書

- **別紙就労証明書の提出を願います。今年度から自営業等の方も同じ様式になります。（自営業等の方は、源泉徴収票または確定申告書（本人控え）等の写しが必要です。）**
- 放課後児童クラブに複数のお子さんの利用申請をする方は、原本は上のお子さんに、コピーは下のお子さんに添付して提出してください。
- 保育施設入園の申込をした方は、その際に使用した書類のコピーで対応が可能です。

(3)家庭状況調査票

(4)健康調査票

(5)加美町放課後児童クラブ確認事項兼同意書

(6)児童クラブの利用が必要であることがわかる書類の写し

- **介護が必要な方の障がい者手帳、介護保険証、福祉サービス受給者証**
- **母子手帳の妊娠出産がわかるページ　など**



13. 主な準備物について

・詳細は放課後児童クラブ利用承認通知とともにお知らせいたしますので、その後ご用意頂くこととなります。

例)　上履き(必要がないクラブもあります)、水筒、ボックスティッシュ、着替え(下着、くつした等)、ビニール袋　ほか

※学校休業日、振替休業日などで一日保育となる場合は、昼食等

14. その他

(1)学童保育対応ICTシステム(コドモン)について

・加美町の放課後児童クラブでは学童保育対応ICTシステム(コドモン)を導入しています。
・専用のアプリを登録することで入退室時に保護者へメールが届き、保護者からの欠席の報告、放課後児童クラブからの緊急時の連絡等ができます。
・詳細については、放課後児童クラブ利用承認通知とともにお知らせいたします。

(2)届け出の状況に変更が生じた場合について

以下の場合は、届け出が必要となります。

・住所、就労状況、世帯の状況、緊急連絡先等や利用の仕方(通常か長期休暇のみの利用か等)に変更が生じた場合・・・「放課後児童クラブ登録事項変更届出書」
　＊就労状況に変更があった場合は就労証明書も提出が必要となります。
・利用を一定期間休止する場合・・・「放課後児童クラブ利用休止届」
・利用する必要がなくなった場合・・・「放課後児童クラブ利用中止届」

(3)児童クラブで生じた事故について

・利用登録の際に加入していただきます保険の範囲内で対応します。児童クラブでの活動中(児童クラブでの施設外活動中を含む)が対象となります。
・活動時以外は、放課後児童クラブは一切責任を負いかねますのでご了承ください。

【注意事項】

・放課後児童クラブ施設や物品等の器物損壊や自傷他害等危険な行動があった時は、その都度保護者の方に連絡し今後の対応について相談させていただきます。
・器物損壊があった時は弁償となる場合があります。
・危険な行動があった時は利用休止または利用停止になる場合があります。

(4)薬について

・放課後児童クラブでは、原則として薬品等の預かりや依頼はお受けできません。